

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第8条の規定に基づき公告します。

平成29年6月19日

新潟市長 篠田 昭

1 入札に付する事項

(1) 品名	新潟市家庭系ごみ有料指定袋 燃やすごみ用（極小）
(2) 品質・規格・数量など	仕様書のとおり （極小） 3,992,000枚
(3) 契約の条項を示す場所	新潟市財務部契約課
(4) 入札日時・場所	平成29年7月6日午後2時00分 新潟市役所第1分館契約課入札室
(5) 履行期限・履行場所	平成29年10月2日 日本通運(株)新潟物流事業所万代倉庫（新潟市中央区万代3丁目5番26号）
(6) 入札保証金	新潟市契約規則第10条第2号により免除
(7) 入札を無効とする場合	新潟市契約規則第17条第1項の規定に該当するときは無効とし、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とします。
(8) 入札を中止とする場合	新潟市契約規則第19条の規定に該当する場合には、入札を中止することがあります。
(9) 談合情報等により公正な入札が行われないおそれがあるときの措置	談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、前項の規定によるほか、抽選により入札者を決定するなどの場合があります。
(10) 契約保証金	新潟市契約規則第33条及び第34条の規定によります。
(11) 予定価格	公表しません。

(12) 最低制限価格	設けません。
(13) 契約締結について議会の議決を要するための仮契約	無

2 入札参加資格の要件

- (1) 本市の競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 指名停止措置を受けていない者
- (4) 新潟市競争入札参加資格者指名停止等措置要領での別表2の10(暴力的不法行為)の適用に該当しない者であること。

3 入札の参加手続

- (1) 一般競争入札参加申請書2部を提出してください。
なお、入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。
- (2) 提出先 新潟市財務部契約課物品契約係
〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市役所第1分館4階
電話 025-226-2213
FAX 025-225-3500
- (3) 入札参加申請期限 平成29年6月29日
- (4) 受付期間 入札公告の日から入札参加申請期限の日の午前9時～午後5時
(土・日・祝日を除く)

4 質疑書の提出について

説明会を開催しませんので、質疑事項がある場合は、下記により、必ず質疑書を提出してください。提出は、入札参加資格要件を満たしている者に限ります。

- ① 様式 別紙様式に準じて作成してください。
- ② 提出期限 平成29年6月27日午後5時まで
- ③ 提出先 新潟市財務部契約課物品契約係
- ④ その他 電話での受付は一切しません。
FAX(025-225-3500)のみの受付となります。
回答は、個別にFAXするほか6月29日までに入札控室で掲示します。
連絡用に返信用FAX番号を記入願います。
質疑書には、正確な番号及び品名を記入願います。

5 入札時の注意事項

- ① 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
- ② 代理人が入札する場合は、委任状を提出してください。

- ③ 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札者の入札価格とします。入札参加申請者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、入札金額の訂正は無効とします。
- ④ 入札参加申請後に入札を辞退する場合は、書面で届け出てください。
- ⑤ 入札に参加される人は、原則1名とします。
- ⑥ 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再入札を行います。

6 落札予定者の決定

落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知するとともに速やかに公表します。ただし、落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、落札決定を取消し、仮契約を締結していた場合は、本契約を締結しないものとします。

一般競争入札参加申請書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

申請者

郵便番号

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者

(電話番号)

(FAX番号)

下記入札の参加資格要件を満たしており、入札に参加したいので、新潟市物品に関する一般競争入札実施要綱（以下「要綱」という。）第5条第1項の規定により申請します。

記

公告年月日	平成29年6月19日
公告番号	新潟市公告第321号
品名	新潟市家庭系ごみ有料指定袋 燃やすごみ用（極小）

別紙様式

質 疑 書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(担当者)

(FAX番号)

1 公告番号 新潟市公告第321号

2 品 名 新潟市家庭系ごみ有料指定袋 燃やすごみ用 (極小)

質 疑 事 項

--

仕 様 書

1 品名
新潟市家庭系ごみ有料指定袋 燃やすごみ用 (極小)

2 発注数

内容		1組の枚数	発注数(枚数)
燃やすごみ用指定袋	極小 (10ℓ)	10枚	399,200組(3,992,000枚)

(注) 入札に際しては、組数ではなく枚数単価で積算すること。

3 用途
「新潟市新ごみ減量制度」における店舗等での販売用

4 条件 別添Ⅰ，Ⅱのとおり

5 納入期限 平成29年10月2日

6 納入場所 日本通運(株)新潟物流事業所万代倉庫 新潟市中央区万代3丁目5番26号

7 納入方法 納品数量全部を一括で納入すること。

8 その他 その他必要な事項は、本市と協議のうえ決定するものとする。

9 特記事項 落札時に廃棄物対策課へ納品スケジュールを提出すること。
またその際、色サンプルを提示する。
契約終了後、この契約についての業務評価をする。
納品時、厚さと強度の証明・RoHS指令準拠証明の添付をすること。
なお、厚さについては検査証に測定値が全て記載されるものとする。

10 連絡先 環境部廃棄物対策課業務係 担当：室橋・増子
FAX：025-230-0465 E-mail：haitai@city.niigata.lg.jp

I 指定袋の仕様について

1 種類, 枚数

種類	容量	枚数
燃やすごみ用指定袋（極小）	10 リットル相当	3,992,000 枚

2 形状

U形袋（ガゼット・ベロ付）

※ 日本工業規格「ポリエチレンフィルム製袋」（以下「日本工業規格 Z1711-1994」という。）の表1及び図1のU形袋（2）を準用のこと。

3 材質

高密度ポリエチレン（HDPE）

※ 炭酸カルシウムを混入しないこと。

4 寸法等

種類	寸法	厚さ
燃やすごみ用指定袋（極小）	縦 560mm×横 250mm×幅 140mm	0.03mm 以上

（注1）その他寸法等の詳細については別紙1を参照することとし、最終的な決定は本市と協議を行った上で本市の指示に従うこととする。

（注2）縦・横寸法については、合成樹脂加工品品質表示規程（平成9年通商産業省告示第671号）第2条第5号(3)及び表1を準用すること。

（注3）厚さについては、日本工業規格 Z1711-1994 に基づき検査を行い、測定値のうち最小値が、本仕様で定める厚さを下回らないものとする。

5 袋本体の色

種類	袋本体の色
燃やすごみ用指定袋（極小）	黄色半透明

（注1）色彩の詳細については市の提示するサンプルと同濃度とする。

（注2）色むらがないようにすること。

（注3）使用する顔料及びインキについては、耐候性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性など堅牢度に優れているものを使用すること。

（注4）使用する顔料及びインキについては、欧州連合によるRoHS指令（以下「RoHS指令」という。）に準拠したインキを使用すること。

（注5）色彩等の決定については、本市と打ち合わせを行った上で、最終的には本市の指示に従うものとする。

6 印刷内容

(1) 図案及び表示等

印刷は別紙1に示すレイアウト例を参照すること。なお、実際に記載する図案や表示等の詳細については、契約業者に対して本市から別途指示する。

（注1）契約業者には、本市が作成しているレイアウト案を電子データで貸与する。

(注2) 記載内容やレイアウト等の決定については、本市と打ち合わせを行った上で、最終的には本市の指示に従うものとする。

(2) 文字等の色

種類	文字等の色
燃やすごみ用指定袋（極小）	赤色（1色）

(注1) 色彩の詳細については市の提示するサンプルと同濃度とする。

(注2) 文字欠け、色むら等がないようにすると同時に、色にばらつきがないこと。

(注3) 使用する顔料及びインキについては、耐候性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性など堅牢度に優れているものを使用すること。

(注4) 使用する顔料及びインキについては、R o H S 指令に準拠したインキを使用すること。

(注5) 色彩等の決定については、本市と打ち合わせを行った上で、最終的には本市の指示に従うものとする。

(3) 穿孔

ベロ部分の中央部に穿孔を設けることとする。穴の直径は10mmとし別紙1のレイアウト例を参照すること。

(4) その他

レイアウトや記載事項については、本市が作成した電子データを参考として貸与するので、契約業者はこれを基に版を作成すること。作成した版については、実物大で確認できるように紙やフィルム等に印刷して本市に提出し、内容等について校正を受けること。なお、参考として貸与するデータは、使用後速やかに本市に返却すること。

7 品質

(1) 外観

日本工業規格 Z1711-1994 の規定 7. 1 を準用のこと。

(2) 強度

日本工業規格 Z1702-1994 の規定 3 を準用のこと。なお、フィルムの種類、引張り強さ及び伸びは、日本工業規格にかかわらず、下表のとおりとし、袋の縦方向及び横方向について強度を確保すること。

種類	フィルムの種類	引張強さ	伸び
燃やすごみ用指定袋（極小）	2種B	29.4MPa 以上 (300kgf/cm ² 以上)	150%以上

(3) 性能

日本工業規格 Z1711-1994 の規定 7. 2 を準用のこと。なお、フィルムの種類は(2)の表と同様とする。

II 包装・梱包その他必要事項について

1 外装袋

(1) 材質・色

種類	材質	色
燃やすごみ用指定袋（極小）	高密度ポリエチレン （HDPE）	無色透明 （無着色）

(2) 寸法等

寸法については、次表を目安とし契約後に本市と協議の上決定する。なお、製造過程において、内容物となる指定袋のサイズと合わないなどの事由により、寸法の修正が必要であると判断した場合は、速やかに本市に報告し、本市の承認を得た上で適切な寸法に修正すること。

また、指定袋が無理なく取り出しできるものとし、取り出しやすいように別紙2を参考にミシン目を入れ、取り出し口を設けることとする。

種類	寸法	厚さ
燃やすごみ用指定袋（極小）	縦 310mm×横 170mm	0.03mm 以上

(3) 印刷内容

図案及び表示等については、別紙2に示すレイアウト例を参照すること。なお、別添レイアウト例図に記載している印刷内容の詳細については、契約業者に対して本市から別途指示する。

（注1）「家庭用品品質表示法に基づく表示」は、別紙2に示すとおり、同法（昭和37年法律第104号）第3条の規定に基づき、合成樹脂加工品品質表示規程第1条に定める内容を記載すること。同記載中の表示者については、表示者の氏名・名称、住所及び電話番号を記載すること。なお、製造年月を記載し、複数の工場生産を行う場合、記号等を付すことにより工場の判別ができるようにすること。また、表示者と製造業者の表示が異なる場合は、製造業者についても表示を行うこと。

（注2）「JANコード」は、日本工業規格「共通商品コード用バーコードシンボル」により、本市が指示する番号に基づき、適正に表示を行うこと。また、本格的な製造開始前に確実に読み取りが行われるか検証し、検証結果及び検証に不備があればその改善結果を本市に報告の上、本市が了解した後に本格的に製造すること。

（注3）価格表示は、本市の定める額とする。

（注4）契約業者には、本市が作成しているレイアウト案を電子データで貸与する。

（注5）記載内容やレイアウト等の決定については、本市と打ち合わせを行った上で、最終的には本市の指示に従うものとする。

(4) 文字等の色

種類	文字等の色	
燃やすごみ用指定袋（極小）	赤色	バーコード及びQRコード 部分は黒色（白地印刷）

（注1）文字欠け、色むら等がないようにすること。

（注2）使用する顔料及びインキについては、耐候性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性など堅牢度に優れているものを使用すること。

（注3）使用する顔料及びインキについては、R o H S 指令に準拠したインキを使用す

ること。

(注4) 色彩等の決定については、本市と打ち合わせを行った上で、最終的には本市の指示に従うものとする。

(5) 外観 日本工業規格 Z1711-1994 の規定 7. 1 を準用のこと。

(6) 穿孔

外装袋下部のヒートシール下のスペースの左端から 20mm 以上 100mm 以下の範囲の場所を目安として、下表の通り穿孔する。ただし、穴の直径は 10mm とし、外装袋の取り出し口と重なることがないようにすること。

種類	穿孔数
燃やすごみ用指定袋 (極小)	1 穴

(7) その他

レイアウトや記載事項については、本市が作成した電子データを参考として貸与するので、契約業者はこれを基に版を作成すること。作成した版については、実物大で確認できるように紙やフィルム等に印刷して本市に提出し、内容等について校正を受けること。なお、参考として貸与するデータは、使用後速やかに本市に返却すること。

2 包装内容

(1) 包装単位

内容	1 組の枚数
燃やすごみ用指定袋 (極小)	10 枚

(2) 収納方法等

袋を 1 枚ずつ、横の長さを二つ折りにした上で、組数をまとめて縦の長さを二つ折りにして、取り出し口側に折り山が向くよう外装袋に入れ、取り出し口以外から内容物が出てこないよう外装袋の下部をヒートシールにより接合する。なお、ヒートシール下には幅 30mm 程度のスペースを設けるものとする。

3 配送ピース用のパッケージ

下表の組数毎に配送用にパッケージ (袋で包む) 化する。その際の袋は無色透明且つ無記載で構わない。

また、寸法等については、下表を目安とし契約後に本市と協議の上決定する。なお、製造過程において、寸法の修正が必要であると判断した場合は、その都度本市に速やかに報告し、本市の承認を得た上で適切な寸法に修正すること。

内容	1 配送ピースの組数	種類	寸法
燃やすごみ用指定袋 (極小)	25 組	極小	縦 300mm×横 190mm×高さ 90mm

4 外箱

(1) 材質

段ボール箱とする。

(2) 寸法等

寸法等については、下表を目安とし契約後に本市と協議の上決定する。なお、製造過程において、外箱と内容物との間に隙間ができないようにするなど寸法の修正が必要であると判断した場合は、その都度本市に速やかに報告し、本市の承認を得た上で適切な寸法に修正すること。

種類	寸法
燃やすごみ用指定袋（極小）	縦 300mm×横 380mm×高さ 180mm

(3) 表示内容

表示は別紙 3 に示す記載内容及びレイアウトのとおりとする。

(注 1) 製造者の名称、住所、電話番号及び製造年月をレイアウトのとおり表示し、複数の工場で生産を行う場合は、記号等を付すことにより工場の判別ができるようにし、本市に記号等を事前に報告すること。

(4) 文字等の色

種類	文字等の色
燃やすごみ用指定袋（極小）	赤色（1色）

(注 1) 文字欠け、色むら等がないようにすると同時に、色にばらつきがないこと。

(注 2) 使用する顔料及びインキについては、耐候性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性など堅牢度に優れているものを使用すること。

(注 3) 使用する顔料及びインキについては、R o H S 指令に準拠したインキを使用すること。

(注 4) 色彩等の決定については、本市と打ち合わせを行った上で、最終的には本市の指示に従うものとする。

(5) その他

梱包する段ボール箱は、効率的な輸送及び保管のために、必ず複数段積み重ねても潰れない強度のものを使用すること。

5 梱包内容

(1) 梱包単位

内容	1 箱の組数
燃やすごみ用指定袋（極小）	100 組（1,000 枚）

(2) 収納方法等

各梱包単位を 2 つに分けて、横に半分ずつ積み重ねることとするが、荷崩れ防止、荷扱いの安全確保に十分留意し、最終的には本市と協議の上、収納方法の決定を行うこととする。

6 製造する指定袋の事前点検

(1) 目的

本格的な製造開始前に、実際に製造された指定袋が本仕様と本市が指示した事項及び本市と協議の上決定した事項に適合することを確認するため実施する。

(2) 点検要領

① 点検用サンプル品の提出

本仕様書における「包装」を行ったもの（所定の枚数を外装袋に入れ、外装袋がヒートシールにより接合されている状態）を 3 組のサンプル品として提出すること。ただし、複数の工場で製造を行う場合は、工場別に同様のサンプル品を提出すること。

また、提出するサンプル品とともに、指定袋及び外装袋の材質と、指定袋本体の着色や指定袋及び外装袋に文字等を印刷するために使用している顔料及びインキについて、その調達先等から本仕様に定める内容に適合することを証明する書面を取り付けた上で、内容について本市に説明の上、写しを本市に提出すること。

② 確認方法

提出されたサンプル品につき、本仕様並びに本市から指示した事項及び本市との協議の上決定した事項に適合しているかを本市が確認する。なお、指定袋本体の色や指定袋や外装袋に印刷された色については、本市が認める公正な第三者機関が作成する証明書の提出等によって、本仕様に適合していることを証明することができない限り、本市が本仕様に適合しているかを目視により判定する。

(3) その他

- ① 契約業者は本市による事前点検後、本市とその内容について協議し、了承を得た後、指定袋の本格的な生産を開始すること。
- ② 当然ながら、点検を受け、本市の了承を得たサンプル品と同じ材質、同じ顔料及びインキを使用して同品質のものを生産すること。
- ③ 事前点検に係る費用については、契約業者が負担すること。なお、本市に提出したサンプル品については、納品数には含まないものとする。
- ④ 本市が必要と認めた場合は、本市の行う点検に並行して、指定袋の厚さや強度等の本市が指示する項目について、本市が認める第三者機関にて検査を実施し、その結果を速やかに本市に書面で提出すること。なお、この場合の検体は本市の指示によるものとする。

7 納品

(1) 納品先 日本通運(株)新潟物流事業所万代倉庫 新潟市中央区万代3丁目5番26号

(2) 納品時の手続

- ① 契約業者は、納品日、納品数量が分かるよう納品書を作成し、本市に提出の上本市の承認を得ること。
- ② 納品については、大量となるため、本市及び本市が指示する指定袋保管業者と納品日及び納品数量等について事前に十分協議の上調整し、最終的には本市の指示に従うこと。
- ③ 納品は本市が指示した納品場所において荷降ろしまで行うこととし、その他使用パレット等については、本市及び本市が指示する指定袋保管業者と事前に協議し決定すること。
- ④ 納品に際して、受領書は契約業者で作成し、納品月日を記入の上本市が指示する納品先の受領印を徴し、後でトラブルにならないようにすること。
- ⑤ その他納品に関しての不明な点等については、本市と協議を行い最終的には本市の指示に従うこと。

8 納品時の検査

(1) 目的

実際に本市が指示する指定袋保管場所に納品される指定袋が、本仕様並びに本市の指示した事項及び本市と協議の上決定した事項に適合することを確認するために実施する。

(2) 証明書の提出について

納品までに、指定袋について本仕様書で規定する縦横の寸法、厚さ、強度及び性能に

ついて、本市が認める公正な第三者機関が作成した証明書を本市に提出すること。

(3) 検査要領

- ① 納品の際に、指定袋を本市が無作為に一部抽出し、本仕様並びに本市の指示した事項及び本市と協議の上決定した事項に適合しているかを確認する。なお、指定袋本体の色や指定袋や外装袋の印刷された色については、本市が認める公正な第三者機関が作成する証明書の提出等によって本仕様に適合していることを証明することができない限り、本市が本仕様に適合しているかを目視により判定する。
- ② 本市が必要と認めた場合は、本市の検査に並行して、指定袋の強度等について本市が認める公正な第三者機関にて検査した結果の提出を求める場合がある。なお、この場合の検体は本市の指示によるものとする。
- ③ 本市が検査への立会いを求めた場合は、速やかに応じること。
- ④ 本市は納品検査を実施し、合格を確認後に納品書の承認を行う。
- ⑤ 納品検査に使用した指定袋等のうち、検査合格品については合格数量に含むこととする。
- ⑥ 検査不合格となった場合は、直ちに本市が未承認の全ての指定袋等を撤去の上、細かく裁断するなど本市の指示に従って処分すること。なお、撤去及び処分に係る費用は契約業者が負担すること。

9 契約及び支払いについて

(1) 契約方法

契約は、総価契約とする。

(2) 支払い

契約業者は全数量を納品後に、本市が承認した納品書に基づき納品数量をまとめ、本市へ支払いの請求を行うものとする。本市は適正な請求を受けた後、請求金額を支払うこととする。その他詳細については本市と協議の上、最終的には本市の指示に従うこととする。

10 その他補足事項

(1) 不良品対応

納品後、指定袋が破れやすい、底抜けする等の不良品が見つかった場合には、契約業者の責任において速やかに良品と無償交換するとともに、原因等の調査報告書を本市に提出すること。また、不良品等についての苦情を市民等から直接受けた場合は、本市へ報告の上契約業者が誠意を持って直接対応し、対応完了後速やかに調査報告書を本市に提出すること。なお、市民等への直接対応に係る費用については、契約業者が負担するものとする。

(2) 版について

- ① 本仕様並びに本市の指示した事項及び本市と協議の上決定した事項に従い製版した版の著作権は、本市に帰属するものとする。
- ② 版は電子データで本市に納品すること。
- ③ 指定袋製造に使用した版については、契約終了後、速やかに破壊の上廃棄すること。

(3) その他

- ① 製造した指定袋等は、納品までの間適切な品質管理・保管を行うこと。
- ② 指定袋の製造に当たっては、国内工場又は信頼できる海外工場で行うものとし、本仕様書に基づいた履行開始後に指定袋の品質確認等のために本市が立入検査を求めた

場合は、速やかに応じることができるようにすること。特に海外工場で製造する場合において、本市の求めに応じた円滑な指定袋の輸送ができるようにすること。

- ③ 契約業者が製造した不良品を含む全ての指定袋について、本市が管理する方法以外に使用されることや流通することがないように徹底した管理をすること。また、本市に納品するもの以外の指定袋の処理については、その処理方法につき本市と協議を行った上で、最終的には本市の指示に従うこと。
- ④ 本仕様書に定める事項以外に別途指示・協議する事項については、誠意を持って対応すること。
- ⑤ 本仕様書に疑義が生じた場合は、本市との協議により決定するが、合意に達しない場合は本市の指示に従うものとし、契約業者の一方的な解釈による実施は許されないものとする。



(単位：mm)

	A	B	C	D	E	F	G	H	その他
							30~35mmを目安とし、シール部分と調整の上、袋が開かないことがないようにすること。	ヒートシール部の幅は5~10mmを目安とする(特に底抜けの無いようにすること)。	上部打ち抜き(プレス型)の形状については、袋が破れにくい形状とすることを前提として、本市と協議の上決定すること。
極小	560	250	70	130	50	50			
超極小	440	200	60	120	40	40			

燃やすごみ用指定袋

新潟市家庭系ごみ収集用指定袋

〇〇ごみ用 〇袋 〇〇ℓ

英語

韓国語

ロシア語

中国語



警告 この袋は、幼児や子供にとって窒息など危険が伴うものです。幼児や子供の手が届かないところに保管して下さい。

注意

・突起のあるものを入れると材質上破れることがありますのでご注意ください。
 ・可燃性ですので火のそばに置かないで下さい。
 ・摩擦により衣服に色が付く場合がありますので、こすらないようにして下さい。

○密度ポリエチレン使用

家庭用品品質表示法に基づく表示

原料樹脂	ポリエチレン
耐冷温度	-30度
寸法	外形 〇〇〇×〇〇〇mm
	厚さ 0.03mm
枚数	10枚
取扱上の注意	火のそばに置かないで下さい。
表示者	〇〇〇〇 住所 電話

〇〇〇円

(10枚入・消費税込)

バーコード

20〇〇.〇〇

アプリロゴ

指定袋に関するお問合せは新潟市
廃棄物対策課へ

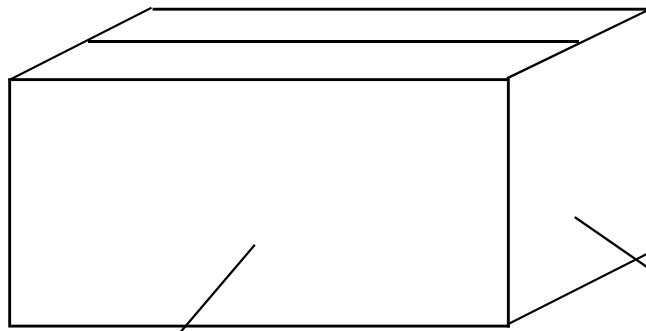
廃棄物対策課 ☎025-226-1403

- ごみの減量・資源化のため分別収集にご協力ください。
- お店や事業所から出るごみは家庭系ごみとして出せません。
- 本製品は景品等として使用できません。



○

梱包(段ボール箱)表示記載内容およびレイアウトイメージについて



[長手2側面表示例]

新潟市家庭系ごみ収集用指定袋

〇〇ごみ用〇〇袋 〇〇ℓ

50組(1組10枚入)

製造者名	20〇〇. 〇〇
所在地	
電話番号	

[短手2側面表示例]

〇ごみ用〇袋 〇ℓ

●入札書作成にあたっての注意事項

- ①入札(見積)書【別記様式第1号 入札用(物品・委託)】を使用してください。
- ②「履行場所」「品名」「品質・規格」「数量」欄は、下記のとおり記入してください。
- ③「単価」欄は、品目の単価(小数点以下2位まで)を記入してください。
- ④「金額」欄は、品目の「数量 × 単価」の金額(税抜)を記入し、さらにその金額(税抜)が入札金額と一致するようにしてください。

記入例

別記様式第1号
入札用(物品・委託)

入札(見積)書

①

新潟市長様

平成 年 月 日

住所

氏名

受任者

印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札(見積)条件を承認のうえ入札(見積)いたします。

金額	○ ○ ○ , ○ ○ ○ 円			
履行場所	日本通運(株)新潟物流事業所万代倉庫			
品名	品質・規格	数量	単価	金額
新潟市家庭系ごみ有料指定袋 燃やすごみ用(極小)	仕様書のとおり	3,992,000枚	△△.△△	△△△, △△△

(注)入札(見積)額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。